

事 務 連 絡

平成23年3月18日

オンライン請求保険医療機関 }
オンライン請求保険薬局 } 御中

山口県国民健康保険団体連合会

オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等の変更について
(お知らせ)

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、レセプトのオンラインによる請求につきましては、毎月5日から10日までを請求可能期間とし、10日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトを訂正して当月に再送信できるよう、12日までに訂正可能期間としています。

しかしながら、一部の保険医療機関（保険薬局）におかれましては、請求省令で定める請求期限の10日を過ぎても請求確定されないままとなっているものや、一旦送信したレセプトデータを請求確定又は請求取消しないで訂正後のレセプトデータを再度送信されているものが見受けられます。

このような請求確定されていないレセプトデータは、10日までに受付することができません。また、請求取消されずに再度送信された場合は、同じレセプトデータを重複して受付する可能性があります。

つきましては、これらの改善を図るため、平成23年4月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等を、下記のとおり変更することといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 レセプトデータの送信について（別添の1）

レセプトデータを送信する際に、前回送信したレセプトデータが「請求確定」又は「請求取消」されていない場合、次回のレセプトデータを送信できない扱いとなります。

この場合、メッセージを表示しますので、前回送信したレセプトデータを「請求確定」又は「請求取消」した上で、次回のレセプトデータを送信してください。

なお、10日24時までの間は、前回送信したレセプトデータの「請求確定」又は「請求取消」を行えば、前回送信したものと同じレセプトデータを何度でも送信することが可能です。

2 レセプトデータのシステムによる自動確定について（別添の2）

10日までに送信されたレセプトデータが「請求確定」されていない場合、当該レセプトデータは、エラー分を除き、10日の24時（オンライン請求システム終了）をもって、オンライン請求システムで自動的に「請求確定」を行います。

これにより、送信されたレセプトデータは、請求省令に定める「10日まで」に提出されたことになり、本会において受付を行うこととなります。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信について（別添の3）

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータであって、受付・事務点検ASPの結果、エラーとなったレセプトデータのみが送信できる扱いとなります。

この場合、送信されたレセプトデータの件数と、10日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトデータの件数を、オンライン請求システムで照合することとします。

【参 考】

請求省令では、次のとおり規定されており、オンラインによる請求は、毎月10日まで^{※1}にレセプトデータを送信するとともに、当該レセプトデータを「請求確定」することで、審査支払機関のサーバに記録（到達）^{※2}されることとなります。

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（請求省令）

（電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求日）

※1 第2条 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求（以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。）は、各月分について翌月10日までに行わなければならない。

※2 2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

電算課電算管理班
担 当 豊島
T E L 083-925-2067
F A X 083-925-7864

レセプトデータの送信方法及び確定方法の変更について

平成23年4月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法及び確定方法を変更します。

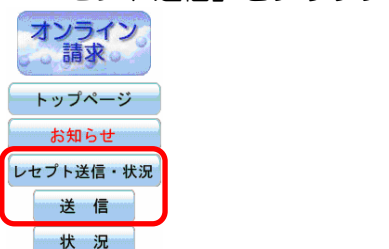
1 レセプトデータの送信

レセプトデータを送信する際に、前回送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、送信を不可とさせていただきます。

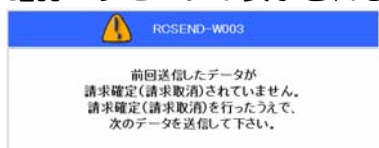
前回送信されたレセプトデータを請求確定又は請求取消していただいた上で、再度レセプトを送信することとなります。

《前回送信データが未確定の場合》

「レセプト送信」をクリックする



確認メッセージが表示される



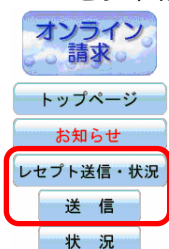
OK

請求状況画面で請求確定又は請求取消を行う

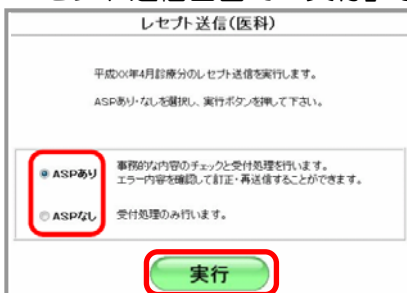


トップページに戻る

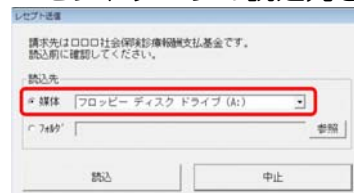
「レセプト送信」をクリックする



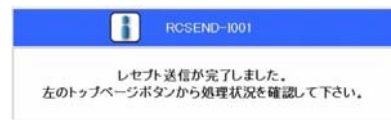
レセプト送信画面で「実行」をクリックする



レセプトデータの読込先を選択する



レセプト送信が完了する



OK

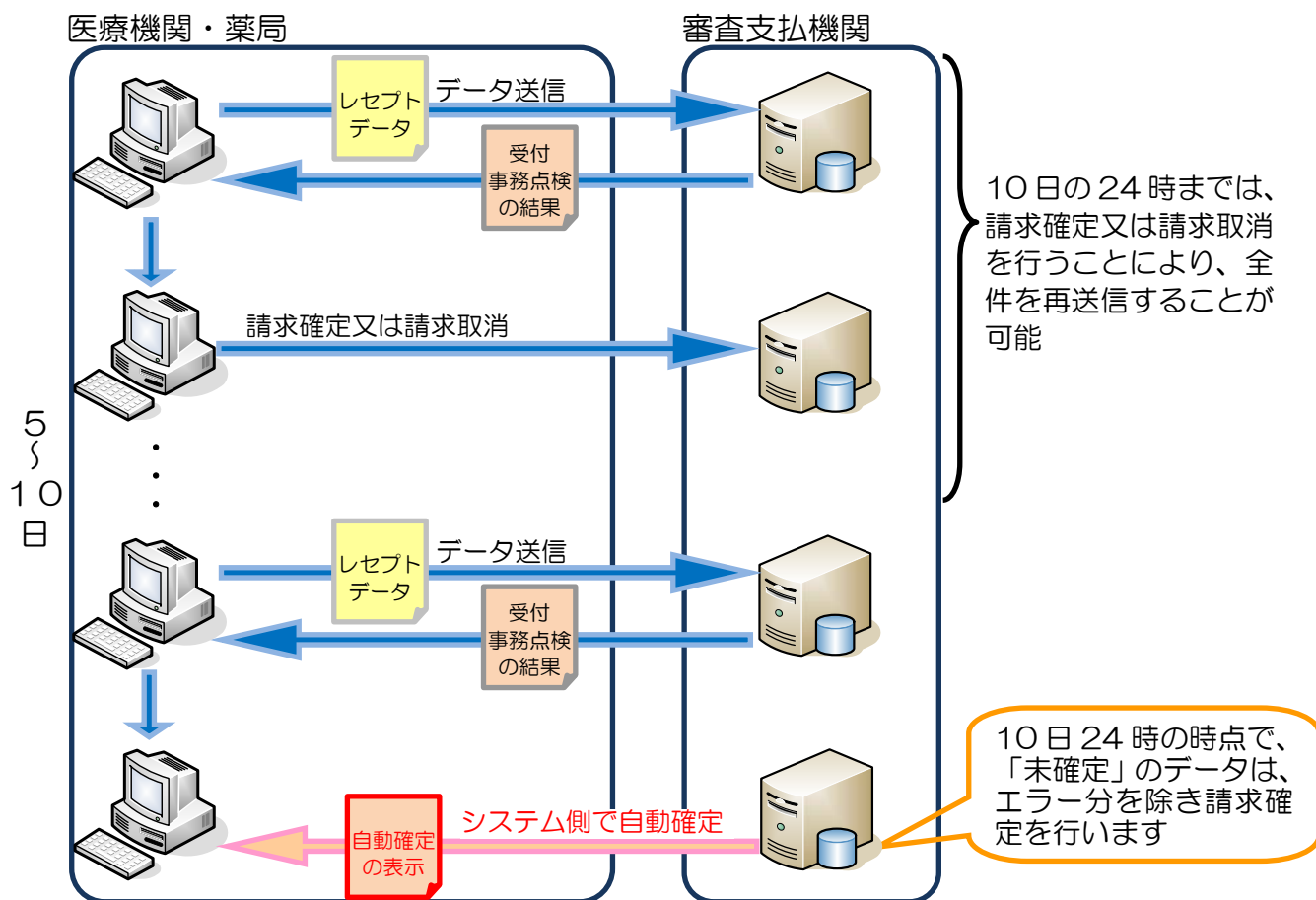
請求状況画面で請求確定又は請求取消を行う



通常のレセプト送信の流れ

2 レセプトデータのシステムによる自動確定

送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、請求期限日である10日の24時をもって、オンライン請求システム側で自動的に「請求確定（エラー分除く）」を行います。



<参考>

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抄）
（療養の給付費等の請求日）

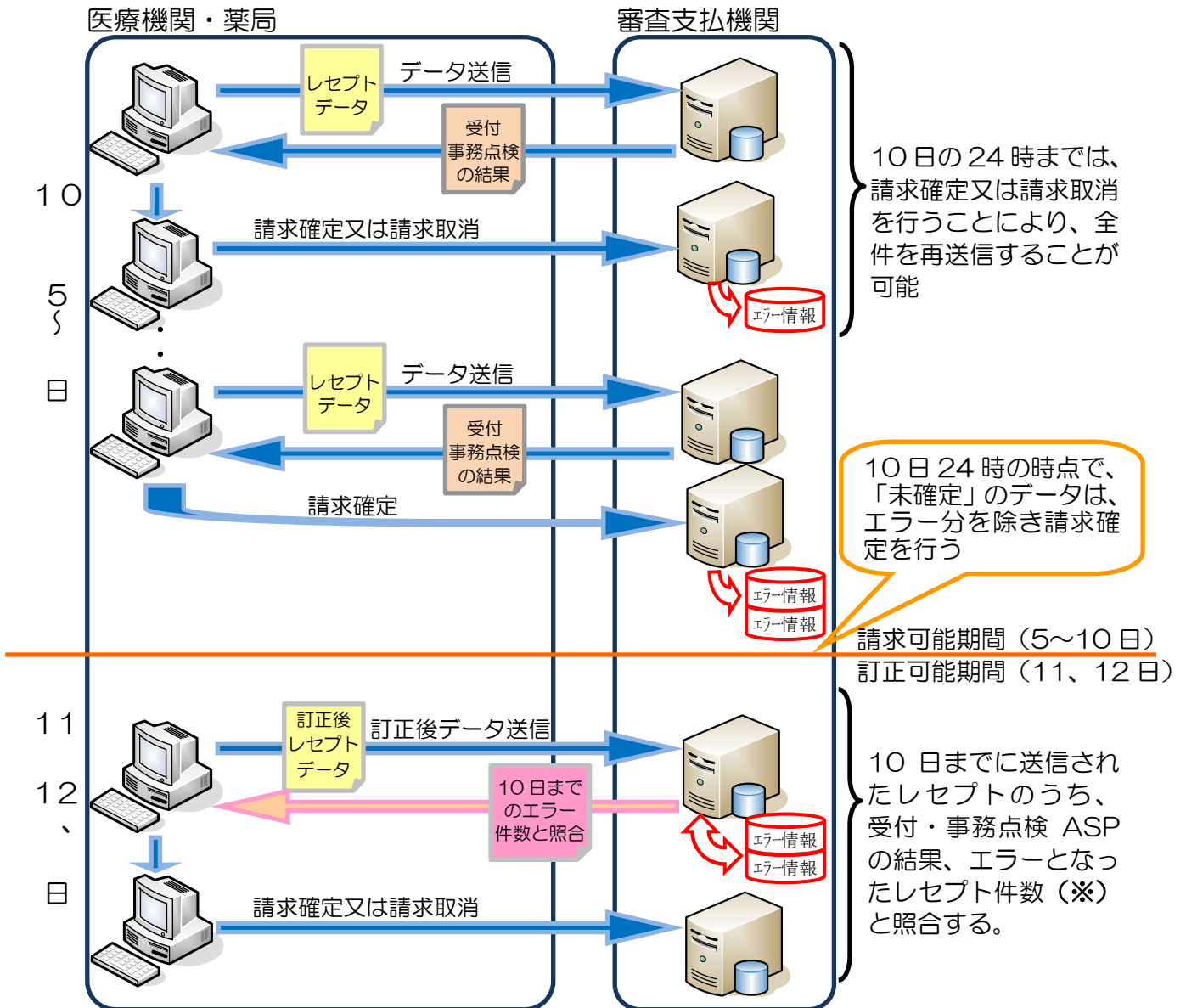
第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

オンラインによる請求は、毎月10日までに行わなければなりません。
オンラインによる請求は、請求確定された時点で、審査支払機関のサーバに記録されます。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータのうち、受付・事務点検 ASP の結果、エラーとなったレセプトデータのみを送信できることとします。



※ エラーとなったレセプト件数にカウントされるレセプトデータ

請求状況	受付不能 (L2)	要確認 (L3、L4)
請求確定 (ASP なし)	○	—
請求確定 (エラー分含む)	○	—
請求確定 (エラー分除く)	○	○
請求取消	—	—

※ 12日まで訂正を行うことができる取り扱いは、オンライン請求では電子レセプトを早期に授受できるという特性を活かし、返戻を減少させ、できるだけ当月中に決済が完了するよう、審査支払機関が運用上行っているものです。